

肥料価格高騰対策 申請会のご案内



I. 多くの組合員が対象となる補助金です

国と県による肥料価格の高騰による影響緩和のため、化学肥料低減に取り組む**販売農家**を支援する事業が実施されています。

JA北九では、組合員を対象に **“令和4年6月～令和5年5月までにJAで注文、購入いただいた肥料代”**について補助金申請をサポートしています。

下記会場にて申請手続きをお願いいたします。

◎若松支店 2階会議室（若松区払川466）

令和 5 年 7 月 5 日（水）	}	1 回目 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
令和 5 年 7 月 1 2 日（水）		2 回目 1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
令和 5 年 7 月 1 9 日（水）		

◎本店 2階会議室（八幡西区金剛2-3-3）

令和 5 年 7 月 3 日（月）	}	1 回目 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
令和 5 年 7 月 4 日（火）		2 回目 1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
令和 5 年 7 月 2 7 日（木）		

Ⅱ. 補助額は肥料価格上昇分の85%

令和4年 6月～令和4年10月（秋肥）

令和4年11月～令和5年 5月（春肥）

の肥料注文金額から国が定める以下の計算式により補助額が求められます。

支援金計算式：

（当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ **価格上昇率** ÷ 使用量低減率） × **0.85**

国が指定する上昇率は秋肥
春肥ともに

1.4です

国：肥料価格高騰対策事業で補助率70%
県：ワンヘルス推進事業で補助率15%

【計算例】

例えば対象期間中に **10万円** の肥料を注文している場合

$(100,000円 - 100,000円 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.85$

= 約 **17,500円** の支援が受けられます

Ⅲ. 要件は肥料価格低減計画を実行すること

この補助金の支援対象者は「化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家」です。具体的には、次ページに掲載してる 「化学肥料低減計画書」記載の取組メニューから3つ以上を選択して令和6年3月までに実行する必要があります。

※令和6年度までに取組を実施した事が確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しの提出が必要となります。また、取組を証明する書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から **5年間保管**する必要があります。



作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
水稻	4
その他	0.5
計	4.5

秋用肥料	春用肥料	年間
	☒	

注：該当するものに○を付けること

氏名（法人・組織名）農協 太郎
住所 北九州市八幡西区金剛X-XX-X
電話番号 XXX-XXXX

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度を取組」には、実施する取組メニューが3つ以上必要です。そのうち1つ 以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度を取組
ア 土壌診断による施肥設計		☒
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	☒	☒
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
タ 県独自技術の利用(別紙番号 ②)	☒	☒

「令和4年度又は令和5年度を取組」の取り組みるメニューに○を記入してください。
●全部で3つ以上に○が付けばOK です。
●これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（1つ以上は、ア～ソの中で新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含む必要があります。）

NO	化学肥料低減につながる技術
①	稲わら等有機物のすき込み
②	石灰等の土壌酸度矯正資材の投入
③	ゼオライト等の土壌改良剤の投入
④	緩効性肥料の投入

県の15%補助専用比較的簡単な県独自メニューが用意されています。
この中からはひとつだけ選択可能です

IV. 準備するもの

当日は以下のものをご持参下さい

1. JAの通帳(支援金振込のため、口座番号を記入する欄がございます)
2. 現金購入または他JAで購入の方はJAレシートの写しが必要ですが。 ※当JAの取引明細書はJAで用意します
3. 販売農家を証明する資料(出荷伝票、確定申告書の写し等)

※JAに出荷されている方はJAで用意します

V. 申請会スケジュール

【1回目】

- 13:00～ 受付(肥料価格高騰対策用の取引明細書をお渡しいたします)
- 13:30～ 事業内容説明
- 13:45～ 申請書記入方法説明(一緒に記入していただきます)
- 14:00～ 申請書類確認～提出(提出の終わった方から退出)

【2回目】

- 15:00～ 受付(肥料価格高騰対策用の取引明細書をお渡しいたします)
- 15:30～ 事業内容説明
- 15:45～ 申請書記入方法説明(一緒に記入していただきます)
- 16:00～ 申請書類確認～提出(提出の終わった方から退出)

申請について分からない事がある方は、最寄りの営農センター

もしくは 福岡県肥料コスト低減推進協議会にお尋ねください

- | | |
|-------------|----------------------|
| ●本店 営農課 | TEL: 093-619-2368 |
| ●東部営農経済センター | TEL: 093-451-9210 |
| ●西部営農経済センター | TEL: 093-741-2266 |
| ●八幡営農経済センター | TEL: 093-618-0130 |
| ●遠賀営農経済センター | 一課 TEL: 093-282-5678 |
| | 二課 TEL: 093-282-3089 |
| ●曽根購買店舗 | TEL: 093-471-0631 |

福岡県肥料コスト低減推進協議会:

<https://www.knt.co.jp/ec/2023/hiryokoutoutaisaku/>

